

平成31年3月26日付け県公報号外第10号静岡県規則第6号（静岡県財務規則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

1 下から1

誤

機管理部総務課及び出納局会計課をいう。

機管理部総務課、出納局会計課、教育組織

正

機管理部総務課 及び 出納局会計課をいう。

機管理部総務課、出納局会計課、教育組織